

令和5年第6回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和5年9月22日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	9月22日午後2時0分宣告（第4日）
出 席 議 員	<p>1 番 関 順 子 2 番 須 藤 啓 二</p> <p>3 番 岩 崎 真 滋 4 番 長 良 俊 一</p> <p>5 番 山 本 隆 史 6 番 稲 月 敏 子</p> <p>7 番 植 田 い ず み 8 番 山 口 昌 亮</p> <p>1 0 番 山 田 仁 樹 1 1 番 森 田 勝</p> <p>1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	9 番 井 戸 太 郎
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長 植 田 充 彦</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>総 務 部 長 西 岡 勝 三</p> <p>住 民 福 祉 部 長 寺 口 嘉 彦</p> <p>事 業 部 長 巳 波 規 秀</p> <p>教 育 部 長 川 西 貴 通</p> <p>会 計 管 理 者 西 谷 英 輝</p> <p>政 策 推 進 課 長 山 崎 孔 史</p> <p>総 務 防 災 課 長 岡 田 康 裕</p> <p>税 務 課 長 末 永 潤 子</p> <p>住 民 生 活 課 長 浅 井 利 育</p> <p>健 康 保 険 課 長 乾 充 喜</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長 松 本 光 弘</p> <p>観 光 産 業 課 長 酒 井 智 志</p> <p>都 市 建 設 課 長 竹 吉 一 人</p> <p>上 下 水 道 課 長 大 辻 孝 司</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 浦 井 久 嘉</p> <p>ま ち 未 来 推 進 室 参 事 寺 口 浩 代</p> <p>都 市 建 設 課 参 事 島 野 千 洋</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 西 岡 直 美</p>

<p>本会議に職務のため出席した者の職氏名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 藤 本 佳 利 主 高 橋 恭 世 主 竹 村 恵</p>
<p>町長提出議案の題目</p>	<p>第1号に同じ</p>
<p>議員提出議案の題目</p>	<p>発議第5号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について 発議第6号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について 発議第7号 「健康保険証」の継続を求める意見書（案）</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員の氏名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の1名を追加指名した。 1 1 番 森 田 勝</p>

令和 5 年 第 6 回 (9 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

令和 5 年 9 月 22 日 (金)

午後 2 時開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和 4 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和 4 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和 4 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和 4 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和 4 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和 4 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和 4 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 令和 4 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 認定第 9 号 | 令和 4 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 10 | 認定第 10 号 | 令和 4 年度平群町水道事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 11 | 認定第 11 号 | 令和 4 年度平群町下水道事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 12 | 発議第 5 号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 発議第 6 号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 発議第 7 号 | 「健康保険証」の継続を求める意見書 (案) |
| 日程第 15 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

令和 5 年 第 6 回 (9 月)
平群町議会定例会追加議事日程

(第 4 号の追加)

追加日程第 1

会議録署名議員の追加指名について

再 開 (午後 2時00分)

○議 長

皆さん、こんにちは。

井戸議員より、体調不良のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、令和5年平群町議会第6回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

お諮りいたします。

本日、会議録署名議員の井戸議員が欠席されましたので、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 会議録署名議員の追加指名を行います。

会議規則第127条の規定により、本定例会の会議録署名議員に11番、森田君を追加指名いたします。よろしくお願ひいたします。

会議の冒頭ではありますが、平群町議会中継ライブ発信について、議会運営委員会を開催していただきたいので、暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時01分)

再 開 (午後 2時07分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議 長

先ほど行われました議会運営委員会の報告を求めます。山本議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山本隆史）

先ほど開催いたしました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

平群町議会中継ライブ発信について協議し、議会運営委員会で一定方向性を協議した後、最終的には全議員において協議をしていくことに決定いたしました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

議事日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 認定第1号 令和4年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2 認定第2号 令和4年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第3号 令和4年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第4号 令和4年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第5号 令和4年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第6号 令和4年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第7号 令和4年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第8号 令和4年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第9号 令和4年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第10号 令和4年度平群町水道事業会計決算の認定について

日程第11 認定第11号 令和4年度平群町下水道事業会計決算の認定について

以上11件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案 11 件については決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。長良決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員長（長良俊一）

それでは、決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る 9 月 5 日、令和 5 年平群町議会第 6 回定例会の本会議において付託を受けた令和 4 年度平群町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに平群町水道事業会計決算、平群町下水道事業会計決算の認定 11 件につきまして、本委員会での審査内容と審査結果を報告します。

認定第 1 号 令和 4 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額 77 億 462 万 3,264 円、歳出総額 72 億 9,181 万 9,272 円で、形式収支は 4 億 1,280 万 3,992 円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は 3 億 5,843 万 8,992 円の黒字決算となっています。令和 4 年度の単年度収支は 4,156 万 8,719 円の赤字となりましたが、財政調整基金に 5,000 万円を積み立てて、公債費で 2 億 8,798 万 7,500 円の繰上償還を実施しており、これを差引きすると、実質単年度収支は 2 億 9,641 万 8,781 円の黒字となりました。

審査に当たっては、歳出は款ごとに、歳入は一括して審査しました。審査の主な内容は次のとおりです。

歳出全般。

剰余金が改訂版財政シミュレーションの普通会計で 5 億 7,400 万円、決算で 8 億 9,200 万円となった乖離についてただされ、歳入面では、町税収入が全体で約 7,200 万円増加、地方消費税等の交付金が約 3,700 万円増加、歳出面では大型の建設事業を 5 年度に繰り越し、不用額が合計 5 億 8,700 万円となったことが要因と考えているとの答弁がありました。

職員の年休取得率と男性職員の育休取得者についてただされ、年休取得率は正職員で、2 年度 10.4 日、3 年度 10.5 日、4 年度 10.9 日で、取得率が伸びている。男性の育休取得者は 1 名で、約 1 か月取得されたとの答弁がありました。

3 年間金額が変わっていない土地借上料についてただされ、賃借用地は行政施設として供用している必要な土地で、地権者とは各担当課で交渉しており、減額も踏まえて協力いただけるよう粘り強く交渉していきたいとの答弁がありました。

前年比で電気使用量は 0.5%しか増えていないが、電気料金は 26%増額となり、一昨年より 69%増額となった。エアコンが必要不可欠の中、電気代

抑制対策についてただされ、以前は、新電力導入で公共施設の高圧電力を入札し、電気代削減を図っていたが、電力市場価格の高騰により新電力事業者が撤退し、一般電気事業者である関西電力との契約に変わり、3年度には大幅に電気料金が上昇した。4年度には、燃料価格の高騰により、全体で約3,000万円増加しているため、節税の徹底を図り、電気料金の削減に努めたいとの答弁がありました。

議会費・総務費です。

ふるさと納税について、町への寄附が2,555人、寄附額が約3,800万円で過去最高となった一方で、他団体への寄附が1,227人、寄附額が9,186万円となったことについてどのように考えているのかただされ、町内の生産者や企業の協力で返礼品が魅力あるものになり、昨年8月から中間委託業者に委託し、見栄えのいいサイトで目に留まるようになり、寄附者が伸びているが、町税が町外に流出していることも事実で、ふるさと納税の収支を町民に知ってもらえるよう、ホームページや広報などを通じて現状を訴える方策を検討している。また、国からは、10月以降は返礼品と経費で5割以内に収めるよう通知が来ており、現状では5割を超えることから、生産者と協力して魅力ある返礼品の対応をしていきたいとの答弁がありました。

人口動態推移の分析を踏まえて、今後の施策の展開についてただされ、生産年齢人口を増加させることが年少人口の増加にもつながると考えていることから、これから子どもを出産し、住宅購入を考えていく20代の新婚世帯を増加させるため、5年度で移住支援交付金事業、結婚新生活支援事業等に取り組んでいる。また、住宅ストックが必要であるため、空き家の実態調査及び利活用に向けたアンケート調査を実施予定である。今後も、他市町村の先進事例等を情報収集しながら、限られた財源の中で優先順位を意識し、活用できる補助金を調査しながら、平群町に合った事業に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

防犯カメラの計画的設置についてただされ、4年度は、不法投棄や防犯対策として1台設置した。防犯カメラは駅前を主に整備してきたが、その後、交差点に通行車両を見るように設置し、通学路に当たる場所もある。通学路に設置の要望は今のところ出ていないが、必要に応じて教育委員会と協議し、連携に努めたい。また、不法投棄防止カメラは事業の補助金で設置しており、山間部の幹線道路で不法投棄を見張り、通行車両を映すようにしている。補助金を活用しながら、山間部にあと数台設置していきたいとの答弁がありました。

防災無線が聞こえにくい地域の改善策についてただされ、その都度、事業者と協議し、スピーカーの角度調整等を行っているが、角度を変えると、別の地

域で聞こえにくい状況が出ることから、防災無線と同じ内容のメール配信システムや専用ダイヤルの電話応答システムを案内しているとの答弁がありました。

自主防災組織結成支援補助金20万円の内訳と結成率についてただされ、結成した際に、1団体につき20万円交付しており、4年度は梨本地区に交付し、結成率89.3%との答弁がありました。

続いて、民生費です。

シルバー人材センターの登録者数は、3年度決算時点で男性75名、女性29名、合計104名。依頼内容の9割が草刈りや剪定で、そのほかに、道の駅のトイレ清掃やプリズムへぐり等の施設管理と聞いている。4年度決算時点の登録者数と、剪定や草刈りを依頼してもなかなか受けてもらえない理由についてただされ、登録者数は3年度と同数、請負件数762件で、4年度より剪定業務は人材がおらず、請負できないと聞いているとの答弁がありました。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮状態にある子育て世帯を中心とした見守り強化事業232万円は、国庫補助154万6,000円、一般財源77万4,000円であったが、国の補助金の動向と事業の効果についてただされ、現時点では国から通知がないので、今後も変わらないと考えている。生活困窮状態の方には生活保護や生活福祉資金等へつなぎ、精神的にしんどい保護者の家庭には、保健師と連携を図り、見守りを継続することで状況が改善した家庭も増えていることから、意味のある大切な事業と考えているとの答弁がありました。

高齢者の加齢性難聴者への補聴器の補助について検討した結果をただされ、有益な補助金等を調査したが、なかったため、実施する場合は町単独事業となり、困難であると考えており、今後も引き続き、国や県での事業実施や補助制度の確立など、予算要望を継続して行いたいとの答弁がありました。

また、斑鳩町や三郷町が実施しており、政治的判断でやるべきと考えるが、どのように考えているのかただされ、高齢者が増えていることから、考え方は十分に理解するが、財政事情が違うことから、しばらく検討させていただきたいとの答弁がありました。

続いて、衛生費・労働費です。

一般廃棄物の処理基本計画と実績から、今後の家庭ごみ排出量の目標値と生ごみや剪定枝の堆肥化についての考え方をただされ、1人1日の排出量は中間目標年度の8年度は621グラム、最終年度の14年度は550グラムとして目標達成を目指したい。生ごみは、生ごみ処理機の利用やプランターDEキエーロの普及促進に努め、剪定枝は現状の委託により堆肥化を行うとの答弁があ

りました。

また、キエーロの普及状況及び普及目標とごみ減量化計画への反映についてただされ、総申込数100人のうち、キエーロ作成済み分から50個が引渡し済みで、今後は使用者にアンケート調査を行っていきたい。広報等への掲載、街頭等での啓発活動、自治会を通じて普及啓発を行い、約8,000世帯のうち4分の1までは予算も考えながら公費でキエーロを普及させることを目標とし、生ごみ量883トンのうち、4分の1の約200トン削減したいとの答弁がありました。

清掃センターの仮置き焼却灰について、フェニックスの処分単価と焼却灰撤去の考えをただされ、処分単価は現在1トン当たり1万1,110円で、6年4月から単価が上がると聞いている。焼却灰は撤去する考えであり、財源確保のため、有利な起債や補助金がないか等、現在県と調整している。また、焼却灰撤去と併せて、撤去後の敷地整備が必要と認識しており、総合的に検討するとの答弁がありました。

仮置き焼却灰撤去後の場所を活用して剪定枝の堆肥化を実施する話が2年ほど前から変わり、自前で堆肥化せずに委託する方針になっている。経費面では自前で処理するほうが安価であるため検討してもらいたいが、どのように考えているのかただされ、選定枝堆肥化事業の直営は、コストは十二分に検証する必要があるが、効率性・人事労務管理・安全管理の面で非常にリスクが大きいと判断し、現時点では委託で検討したいとの答弁がありました。

リサイクルリサイクルステーションの紙ごみの回収量と回収金額についてただされ、回収量は、役場収集場所で4年度約107トン、北部は、4年10月から5年3月までで約22トン、南部は、5年1月から3月までで約6トン、回収金額は1キロ単価で段ボール1円、新聞2円、雑紙1円で、ごみ減量の効果があったと考えているとの答弁がありました。

農林水産業費・商工費です。

久安寺太陽光発電造成工事で一昨年の5月と8月に土砂崩れを起こしたが、造成工事は終わっているのかただされ、被災原因であった排水不良の防災策として排水路等の整備が完了しているが、一昨年前に事業区域から土砂が流出し、周辺住民との紛争が生じており、土砂等による土地の埋立て等事業の許可条件として、周辺住民との紛争が解決しない限り、事業の完了を認めないことから、造成工事は完了していないことになっている。今後も、事業者に対し、周辺住民との紛争解決に向けて指導していききたいとの答弁がありました。

農業振興について、6次産業の2次産業部分で加工場ができれば地元で雇用が生まれる。町が出資して会社を立ち上げ、商品ができれば道の駅で売るだけ

でなく、広く流通する形に持っていけるように、中期的に考えていくことが大事だと思うが、町としてはどのように考えているのかただされ、近畿大学農学部と産学官連携により、アグリビジネス実習で特産品開発を行い、ジェラートの加工品や日本酒等の特産品を販売しており、特産品は利益を上げるものではなく、これらの取組を通じて町へ愛着を持ち、関わりを持ってもらうことで関係人口の増加につなげ、将来的な展開を期待しているものである。2次産業の部分では、農業者が自ら製造・加工する体制ではないが、道の駅が商品開発のノウハウのある民間業者と連携した商品を販売しており、さらなる販売促進につなげている。町の役割は、加工品を直接販売することではなく、農業者に新商品開発や加工販売の支援をすることと考えているが、6次産業の看板をどうしていくかも含めて検討していかなければならないとの答弁がありました。

続いて、土木費・消防費です。

道路新設改良費で不用額が多い要因についてただされ、調査委託料は橋梁点検業務の入札差金で600万円、工事請負費の不用額は国庫補助金の削減等による工法の見直しや範囲の変更、入札差金、愛護デー未実施による費用、住民との調整による工事の先送りで2,300万円、公有財産購入費の不執行は所有者の同意が得られなかったことによるものであるが、予定していた工事、業務等は計画どおり実行できたとの答弁がありました。

鳴川路線の全延長において、今後用地を確保しなければならない範囲についてただされ、40から45%が未買収であるとの答弁がありました。

川原路線拡幅の進捗状況、用地買収についてただされ、用地取得した範囲は家屋も建っており、地権者と具体的な進捗はなく、安全確保のための暫定拡幅については隣接地の土地利用が進んでおり、協議、調整中であるとの答弁がありました。

消防水利弱点地域についてただされ、平成28年に消防水利弱点地域の解消に向けて年次計画をつくり、その後に改定もしたが、予算の都合上、計画に沿って事業を実施できていない。弱点地域は、春日丘、上庄地区、緑ヶ丘、椿井地区、福貴団地、4年度に消火栓の老朽化による修繕を初香台、西宮、西向で実施したとの答弁がありました。

続いて教育費です。

文化財保護費の発掘調査は、国や県の補助金が4分の3あって、一般財源が4分の1でできる事業である。長らくやっていないことから、学芸員を複数配置して、計画を立てて調査していただきたいが、どう考えているのかただされ、一般財源を伴うことから、費用面だけではなく、人員面や効率的な業務管理及び第三者の意見を踏まえる必要があり、本町文化財保護委員会への諮問答申を

受けて調査実施となる。当面は、これまでの調査結果をしっかりと周知し、調査対象と人員確保は今後の課題としたいとの答弁がありました。

保健体育総務費の事業・業務委託料の予算500万円が決算96万8,000円となった内容についてただされ、当初予算は旧ウォーターパーク跡地の活用検討業務として計上していたが、旧ウォーターパークの改修費に疑義があるということで、再度設計内容を精査する業務に切り替えて発注したとの答弁がありました。

続いて、歳入です。

臨時財政対策債や特別交付税を入れて地方交付税が過去最高の30億2,148万6,000円となったが、地方債の交付税算入は幾らになったのか、また今後の動向についてただされ、4年度4億7,964万8,000円、5年度4億7,312万7,000円で、今後減少傾向と見ている。6年度の総務省の概算要求において、地方交付税が前年度比1.1%の伸びと出ていたが、今後は基準財政収入額が思っているほど伸びていないことに対して、需要額が地域のデジタル社会推進費や地域社会再生事業費で一定額上がってきており、これらは7年度までの限定的なもので、臨時財政対策債は目減りしてくるため、慎重な見極めが必要であるとの答弁がありました。

住宅使用料等について、現年度分の調定額1,901万7,000円に対し1.5倍の滞納繰越分があり、徐々に増えている。滞納がゼロになることはないが、普通の状態に戻すために、全庁的な方向性を出さないといけないが、どのように考えているのかただされ、滞納処分事務処理要綱に基づいて督促等を行い、最終的には退去処分となるが、現実としては、生活困窮により支払いが厳しく、分納誓約をしても支払える状況にないことが多い。会計上の処理として不納欠損したところで法的には債権が残り、同時に債権放棄をして法的にも債権を消す必要があるが、条例等の中に債権管理の規定がなく、私債権の住宅使用料をなかなか整理できなかった。滞納分を消すことは債権管理上できないが、取りようがない債権は整理していく必要があり、明確な基準がなければ債権放棄はできないので、収納対策会議で私債権部分の債権管理規定について研究している最中で、ある程度案ができれば議会にも諮りながら、滞納繰越分の整理について相談させていただきたいとの答弁がありました。

討論では、財政重症警報により、職員給与を6,000万円も削減したことは、働く意欲を大きく引き下げ、財政好転や住民サービス向上の点からマイナスに働いている。人口減少が全国的な問題の中、若い子育て世帯が住んでよかったと思える町にする考えがあるにもかかわらず、子育て世代が望むウォーターパーク存続や再開の声に応えず、一方的な態度を取り続けた。町をよくする

ためには住民や職員の声をよく聞き、知恵を十分に発揮して、職員自身が明るく元気に働き、働きがいのある職場づくりをすることが基本という観点に立つて今の町政の在り方を考え直していただきたいことから、本決算認定には反対する。

また、財政が厳しいことを強調して、中長期的にはプラスになることまでしないようにしている。大型事業が終わり、地方交付税が当初予算よりも多く増えている中で、2年間は大きな黒字になった。緊急財政健全化計画は効果がないとは言わないが、この間の国の財政出動、起債の借換えや繰上償還の中で数億円の改善はできたと考える。住民に負担を求めず、財政を健全化すると言いながら、ウォーターパーク廃止が住民に負担を強いた点や、職員のモチベーションを下げるような4%という莫大な給与カットを何年もする異常さを改善しない点で町の予算編成は間違っていると指摘して、決算認定には反対する旨の討論がありました。

一方、歳入歳出差引き4億1,280万円、翌年度に繰り越した5,436万円を差し引くと3億5,843万円となり、前年度の実質収支約4億円を差し引くと4,156万円の赤字であるが、財政調整基金に5,000万円を積み立てて、公債費2億8,798万円を繰上償還したことから、実質単年度収支は2億9,641万円の黒字となった。財政健全化に向けて着々と進めており、近い将来の中学校大規模改修、新庁舎建設、清掃センター改修等に備えて、決算認定に反対する理由がないことから賛成する。

また、4年度は、成長と分配の好循環と、コロナ後の新しい社会の開拓をコンセプトにした新しい資本主義を実現すべく、精力的に取り組んでいただいた。町税や寄附金の増加で自主財源が2.2%増加し、依存財源が12.2%減少したことは評価する。健全化判断基準の実質公債費比率は14.4%で1.6%改善され、将来負担比率も156.7%で、前年度より26.6%大幅に改善されたが、経常収支比率は0.6ポイント増の90.5%で、まだまだ要治療状態であり、引き続き緊縮財政を維持しなければならない状況を町民の皆様に深く御理解いただきながら、人が輝き、未来が輝く、夢あふれる町になることを願って決算認定に賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第1号は認定すべきものと決定されました。

続いて

認定第2号 令和4年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額で1,639万2,674円、歳出総額で100万2,877円、歳入歳出差引き1,538万9,797円の黒字決算となっていま

す。

質疑では、資金を借りた方が亡くなったときの対応をただされ、相続人を調査し、債権を請求することになるが、相続人不在案件の場合は相続財産管理人を立てて相続財産管理人宛てに請求を行い、競売の措置を行うことになる。債権者死亡に伴い、町が競売を申し立てた事例はないとの答弁がありました。

審査の結果、認定第2号は全員異議なく認定すべきものと決定されました。

認定第3号 令和4年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額で26億4,568万5,435円、歳出総額で24億6,313万9,866円の黒字となり、歳入歳出差引き1億8,254万5,569円の黒字決算となっています。

質疑では、30年度から県単位化が始まって、県が算定した納付金に見合った国保料率にすることで収支バランスが取れることになっているが、5年間で1億8,162万2,000円の黒字になった要因をただされ、税収入や各補助金交付金を歳入とし、納付金や保険給付費、保険事業費等を歳出として会計運営を行っている。国保税は税率、被保険者数、世帯数、所得等により課税を決定し、県に納める納付金は県全体の医療費の額や所得、被保険者数、世帯の占める割合を各市町村のシェア割りにより決定され、税収入から納付金を納めた残額をもって町単事業分やその他の事業費に支出しており、そのバランスの結果がそれぞれの年度において出てきたとの答弁がありました。

4年度に国保税を下げただけだが、この間の税収入が納付金を上回ったのは、県の標準料率より町は若干高いのかただされ、医療分の均等割4,000円減税と、予算より被保険者数が多くなったことの要因等から約850万円減額となり、滞納額が多く入ったので、税収入合計は約4億5,300万円になった。納付金5億2,300万円を納めるには税財源だけでは足りず、基盤安定軽減分を合わせて納付金を納めると、とんとんとなった。補助金や交付金で残りの町単事業分の運営を行うには財源が足りず、4年度は赤字決算となったので、税率が高いとは考えていないとの答弁がありました。

未収額1,180万円が収入に入れば、単年度決算も実質収支も黒字と理解してよいのか、また不納欠損や未収の方の健康保険証配付はどのようにしているのかただされ、4年度は900万円の赤字決算なので、未収額が全部収納されたとすれば黒字決算に変わる。滞納されている方には保険証更新の時期に通知を送り、窓口での納付相談等につなげて、納付を開始された方には短期証を交付しているとの答弁がありました。

出産育児一時金の予算は42万円掛ける15人分で630万円であったが、

決算は460万4,000円、10.96人分となる理由についてただされ、11件分のうち1件は海外出産で、日本で出産された方には産科医療補償制度があり、掛金1万6,000円も一緒に給付するが、海外出産の方はその分が減額されるので、差額が生じたとの答弁がありました。

審査の結果、認定第3号は全員異議なく認定すべきものと決定されました。

認定第4号 令和4年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額で3,286万9,921円、歳出総額で3,286万9,921円、歳入歳出差引きゼロ円となっています。

質疑では、対象90件に対して、接続済み59件、未接続31件、空き家数に変更がなかったかただされ、4年度は新たな接続がなく、水洗化率65.6%、空き家等も変わらないとの答弁がありました。

施設の老朽化により、今後の検討が必要と毎年言われているが、検討されたことはあるのかただされ、以前に、下水道へ接続すると、事業費約2億円という試算をしており、その後新しく検討した具体的なものはないが、今の施設をできるだけ費用のかからない方向で維持することを検討していくとの答弁がありました。

審査の結果、認定第4号は全員異議なく認定すべきものと決定されました。

認定第5号 令和4年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額で6,640万3,142円、歳出総額で6,375万3,004円、歳入歳出差引き265万138円の黒字決算となっています。

質疑では、物価高騰により、給食大手の会社が倒産したニュースもあり、非常に苦勞して運営していただいていることに感謝している。補正予算が1回あったが、このような状況の中でどのような努力をしているのかただされ、新型コロナウイルスの地方創生交付金を一般会計より繰り入れていただき、黒字決算となったが、現在も物価高騰が続いており、非常に厳しい状況である。今後、献立や調理の工夫をして質や量を落とすことなく、限られた予算の中で最大限の努力をしていきたいとの答弁がありました。

給食費の保護者アンケートに、給食費が上がるのは非常に苦痛であるが、質や量を落とされたくないという意見があった。物価高騰が続く中、給食費の改定をどのように考えているのかただされ、保護者の負担となる給食費値上げは極力したくないが、今後の動向を見ながら、できる限りの努力をして、どうしても経営が厳しいときが来たら、学校給食センター運営協議会や議会にお諮りさせていただくことが場合によっては出てくるとの答弁がありました。

1日の栄養のほとんどを給食で摂取している子どもが大きな社会問題になっている中、給食は誰もが食べられるという観点で、給食費無料化が各地で広がっている。部分的にでも無料化の方向で検討していただきたいが、どのように考えているのかただされ、子育て世代の支援策として大変有効と考えるが、町の財政状況もあり、現在国で無償化を検討されているとも聞いているので、動向を注視していきたいとの答弁がありました。

こども園の給食をアウトソーシングする方向を一時出されていたが、公としての施策の大事さをどのように考えているのかただされ、今後については未定であるが、給食は子どもの成長に大きな影響があるので、しっかりと責任を持ってやっていくことが全てであるとの答弁がありました。

町は、農業が主たる産業と述べており、地産地消は教育の一環で、体力・体調の面でも重要で、おいしい地元野菜を使用いただいているが、使用率が3年度8.9%に対して、4年度8.2%となった。農家が高齢化し、体調が崩されることもあると思うが、今後の見通しについてただされ、現在8農家に地元野菜の納品をお願いしているが、大規模農家は少なく、高齢化や天候不順などにより、決まった量を仕入れることができなかった。地元野菜を多く取り入れたいという考えに変わりはないので、これからもいろんな農家に出向き、農業振興協議会とも連携を図りながら、少しでも多くの地元野菜を取り入れられるように努力していきたいとの答弁がありました。

審査の結果、認定第5号は全員異議なく認定すべきものと決定されました。

続いて

認定第6号 令和4年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額20億4,108万8,810円、歳出総額で20億4,108万8,110円、歳入歳出差引き700円の黒字決算となっています。

質疑では、第8期で、基金4億5,000万円のうち3億円を取り崩して保険料軽減に充て、残り1億5,000万円は第9期以降に活用する計画だった。この2年間の財政状況は良好で順調と思うが、現時点で第8期末の基金残高をどのように見ているのかただされ、4年度末の基金残高約3億8,600万円から4年度精算金及び5年度分を取り崩した結果、第8期末の基金残高は約2億6,000万円と見込んでいるとの答弁がありました。

基金残高があることから、6年度からの第9期中で約2億円を保険料の軽減に充てて、大きな保険料の引上げにならないように努めていただきたいが、町のお考えについてただされ、5年度の給付実績の推移を踏まえながら第8期終了時の基金残高を見込み、策定委員会において、第9期全体の基金取崩しを検討

したいとの答弁がありました。

未収額64万4,200円の対象人数と、その方に対する保険サービス、亡くなった方の保険料の処理方法についてただされ、未収の28名は亡くなった方が多く、現在介護サービスを受けておられて、未収による給付制限がかかっている方はいない。介護保険料の債務は夫婦間までで時効が2年であり、2年の間に督促、催促を行い、納付いただけない場合は預金調査等をかけて預貯金や年金の差押えを行うが、そのぐらいで時効が来るので、最終的には不納欠損になっているとの答弁がありました。

保健福祉事業費として、デマンドタクシーの運行を実施しているが、多くの方に非常に重宝され、行き先拡大の希望が多く、介護保険での限界に来ていると思う。需要が大きくなる中、一般財源からの繰入れや今後の見通しをただされ、デマンド型乗り合いタクシーは高齢者の外出支援として実証運行しており、6年度から本格運行となる。保健福祉事業は第1号被保険者の保険料で賄われており、利用対象者が高齢者限定のため、一般財源繰入れには慎重な検討が必要と考えているとの答弁がありました。

審査の結果、認定第6号は全員異議なく認定すべきものと決定されました。

続いて

認定第7号 令和4年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額で2万1,000円、歳出総額で2万1,000円、歳入歳出差引きゼロ円となっています。

審査の結果、認定第7号は全員異議なく認定すべきものと決定されました。

続いて

認定第8号 令和4年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額4億8,970万3,467円、歳出総額4億8,922万4,167円、歳入歳出差引き47万9,300円の黒字決算となっています。

質疑では、2年に1回保険料が見直されるが、6年度からの保険料について、広域連合でどのような議論が行われているのかただされ、国から試算の基となる通知、算定システムが広域連合に届いていないため、まだ議論はされていない。例年は、見直しされる前年度の9月中旬に通知が来ると聞いているとの答弁がありました。

討論では、後期高齢者医療制度は平成20年度から始まり、都道府県単位で全市町村が参加する広域連合として運営され、市町村議会や県議会でのチェッ

クがほとんどなく、一方的に保険料等が決定されるのが現状で、本町の予算も決められたとおりに積算して計上されたもので、裁量権がないに等しい。保険料が2年ごとの見直しのたびに引き上げられ、4年4月からの保険料も前年度より5%以上の引上げが一方的に決められた。本町に裁量権がない中で、決算認定に反対してもあまり意味がないとも考えるが、75歳以上の加入者の代弁者として、理不尽な制度に対する抗議も込めて、決算認定に反対する旨の討論がありました。

一方、高齢者の医療費について、高齢者と現役の負担を明確にし、財政基盤の安定を図り、公平で分かりやすい制度とする観点から、75歳以上を対象に独立した医療制度として創設され、安定的に運営されてきた。元年7月に関係法令が改正され、広域連合と市町村が連携し、健康維持やフレイル予防を国民健康保険の保健事業や介護予防と一体的に実施できるようになっているので、各市町村に裁量権がないとは言い切れない。また、負担増の抑止策として、剰余金を投入して保険料の上昇を緩和していることから、高齢者が安心して医療が受けられ、健康的な生活が送れていると判断し、決算認定に賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第8号は認定すべきものと決定されました。

続いて

認定第9号 令和4年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額で1,342万7,657円、歳出総額で1,342万7,657円、歳入歳出差引きゼロ円となっています。

審査の結果、認定第9号は全員異議なく認定すべきものと決定されました。

認定第10号 令和4年度平群町水道事業会計決算の認定について

水道事業における事業内容は、給水件数8,190件、年間総配水量は221万5,104立米で、有収水量は185万7,718立米となっています。

決算の状況は、前年度同様に税抜きで報告されています。

まず、収益的収支については、営業収益では4億3,408万7,552円、営業外収益等では1億1,127万5,429円、収益全体では20億5,928万4,789円となっています。

一方、支出では、営業費用、営業外費用で4億8,212万9,253円、特別損失で15億5,309万8,064円、費用全体では20億3,522万7,317円で、収支差引き2,405万7,472円の純利益となり、前年度繰越利益剰余金3,925万843円が計上されており、6,330万8,315円の未処分利益剰余金を翌年度に繰り越すことになっています。

資本的収支については、収入では他会計補助金 8 3 8 万 2, 0 0 0 円、資本的支出では建設改良費 2, 1 9 0 万 8, 1 7 3 円、企業債償還金 2, 3 3 7 万 9, 9 1 6 円で、合計 4, 5 2 8 万 8, 0 8 9 円となり、3, 6 9 0 万 6, 0 8 9 円の支出超過となっています。これは、損益勘定留保資金をもって補填されています。

質疑では、滞納の推移をただされ、4 年度は調定額 4 億 7, 0 0 1 万 2, 4 0 4 円、未収額 7, 3 5 5 万 3, 4 1 8 円、3 年度は調定額 4 億 2, 9 8 3 万 9, 0 9 1 円、未収額 5 9 6 万 4, 4 9 6 円となっているが、企業会計には出納整理期間がなく、4 月 1 日以降の入金は全て未収金となる。4 年度の未収額が 3 年度よりもかなり増えているのは、調定範囲を 2 か月多く変更したためで、水道料金は検針の関係で 2 か月遅れの収納となり、決算時の未収金には確実に入ってくる額も含まれているので、実質の滞納額は、3 年度は、5 月末で見ると 2 0 2 万 7, 7 7 0 円、4 年度は、調定範囲の変更により、7 月末で見ると 2 2 1 万 4, 6 7 6 円との答弁がありました。

有収率について、1 0 年前は 9 0 % を切ったことがない状況であったが、3 年度は 3 か所からの大きな漏水があり、8 2 . 4 % とかなり低く、4 年度は 1 . 5 % 上昇して 8 3 . 9 % となったが、やはり低いと考える。県水 1 0 0 % になり、有収水量が下がると、県に支払う額が大きくなるが、4 年度の原因は何かとただされ、老朽管のどこかでの漏水が多いと考えている。県域水道一体化に向けて剰余金を減らしたくないこともあり、大規模な漏水調査ができておらず、目に見える漏水を順次直している状況で、なかなか有収率の改善につながっていないが、県域水道一体化になってから老朽管をやり替えていくことで改善すると考えているとの答弁がありました。

審査の結果、認定第 1 0 号は全員異議なく認定すべきものと決定されました。

認定第 1 1 号 令和 4 年度平群町下水道事業会計決算の認定について

公共下水道事業の年度未処理区域内人口 1 万 1, 0 3 2 人、水洗化人口 1 万 3 1 0 人、水洗化率 9 3 . 5 %、有収水量 1 2 5 万 5, 4 7 9 立米となっています。

決算の状況は、前年度同様に税抜きで報告されています。

まず、収益的収支については、営業収益では 1 億 6, 0 8 1 万 8, 9 5 5 円で、営業外収益等では 2 億 9, 8 1 1 万 1, 0 5 0 円で、収益全体で 4 億 6, 1 0 8 万 8, 8 5 5 円となっています。

一方、支出では、営業費用で 3 億 3, 5 5 4 万 8, 6 7 4 円、営業外費用で 3 億 7, 8 6 6 万 6, 8 0 4 円、特別損失 1 1 万 9, 8 0 1 円、費用全体では 3 億 7, 3 5 3 万 5, 2 7 9 円で、収支差引き 8, 7 5 5 万 3, 5 7 6 円の純

利益となり、前年度繰越利益剰余金 891万6,058円が計上されており、9,646万9,634円の当年度未処分利益剰余金を翌年度に繰り越すことになっています。

資本的収支については、収入では下水道負担金 1,470万円、他会計補助金 1,890万8,000円、企業債 9,000万円の合計 1億2,360万8,000円、資本的支出では、建設改良費 5,383万7,680円、企業債元金償還金 1億9,336万3,927円の合計 2億4,720万1,607円となり、1億2,359万3,607円の支出超過となっています。これは、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金をもって補填されています。

質疑では、未収額について、過去の未徴収を見過ごしていた件も含めて現在の状況をただされ、企業会計であるため、現年度の未収額は、2年度 1,320万670円、3年度 800万8,581円、4年度 2,852万5,107円が決算の数字になるが、下水道料金は上水道料金と一括収納して下水道会計に振り込む形を取っており、入金までにタイムラグが生じるため、1年後で見ると、2年度は約 7万7,000円、3年度は約 35万円に下がる。3年度は、過去に未徴収であったことが判明した約 25万円が含まれているので、それを除いた単年度では約 10万円が実質的な未収額になる。また、過去の未徴収分 6件については、未請求合計 259万3,408円のうち、時効になっていない 139万1,774円の中で全額納付済みの方が 2名おられ、残りの 4件は毎月分納で、現在の収納額合計は 76万8,423円、残額 62万3,351円のうち、3件は 5年度中、1件は 7年3月の完納予定である。4年度の未収額が大きいのは、調定月を 4年度から上水道と同じく 2か月間延長したことにより、2か月間の下水道使用料がそのまま未収金となっているとの答弁がありました。

県域水道一体化後の下水道料金の徴収についての取決めはどのようになっているのかただされ、まだ決定はしていないが、下水道使用料は水道メーターによって算出されるため、引き続き水道の検針と同じように下水道使用料も徴収する形になると考えている。現在も下水道使用料の徴収手数料として、人件費やシステム改修費等を加味して単価を算出し、水道会計から下水道会計へ請求しており、企業団になっても徴収の手数料が発生すると考えているが、単価はまだ決まっていないとの答弁がありました。

過去に、若葉台を中心に汚水枡の蓋を交換されたが、一部交換されていないままになっている。当時は補助金の関係もあり、全部交換できなかったと聞いていたが、何年も経過し、安全性の面から問題がないのかただされ、過去に調

査を行い、交換が必要なところは一定整備を完了しているが、年数もたっている
るので、具体的な場所が分かれば確認していきたいとの答弁がありました。

審査の結果、認定第11号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました審査の結果であります。よって、決算審査特別委員長報告といたします。

令和5年9月22日
決算審査特別委員会
委員長 長 良 俊 一

以上です。

○議 長

御苦労さんでした。

午後3時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時08分)

再 開 (午後 3時25分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議 長

それでは、これより順次質疑、討論、採決を行います。

まず、認定第1号 令和4年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

字の訂正だけちょっと。

4ページの土木費・消防費、2段落目の「河原路線」、これは三本川でないの。

まず、間違いは訂正しておいたほうがええと思うので。

○議 長

事業部長。

○事業部長

大変申し訳ございません。三本川に訂正させていただきます。

○議 長

謝らんでええ。山口君。

○ 8 番

作ったの、議会なんやからな。当局のほうの問題ではないので。ちょっとそれだけ。それ、委員長に確認して訂正してもらわないとというふうに思いますけども。

○ 議 長

長良君。

○ 決算審査特別委員長（長良俊一）

すみません。じゃあ訂正よろしくお願いします。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

それでは、ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。山口君。

○ 8 番

2022年度一般会計決算については反対をいたします。

昨年度決算の最大の特徴は、公債費を2億8,800万円も繰上償還したにもかかわらず、昨年度単年度で剰余金を2億1,800万円増やしたことです。この結果、昨年度末の剰余金は8億7,000万円で、この20年間では最大です。なお、2021年度も含め、繰上償還をしなければ、一般会計の剰余金は11億円を超えていました。この2年間の緊縮予算編成と公債費の繰上償還については、町財政の現状と中期的に公債費を抑えることから、一定評価をします。

このような財政状況の好転の要因は何か。町が策定した緊急財政健全化計画の成果でしょうか。この計画による昨年度までの2年間での財政効果は、公債費の繰上償還と借換えで1億3,000万円程度、職員の給与カットで6,000万円、その他2,000万円の合わせて2億1,000万円程度だと考えます。しかし、実際の財政効果は、この2年間で11億円近くに上ります。これは、主に地方交付税が町当局の予想より2年間で9億円以上も増加したことによるものです。要するに、計画がなくても9億円程度は財政が好転したということでもあります。

結局、公債費の繰上償還や借換えについてはいいことですがけれども、住民福祉の要である職員の給与カットやウォーターパーク廃止といった行政サービス

の低下は、中長期的なまちづくりから考えるならば、すべきではないということです。この点からも、本決算には反対です。

次に、昨年度、現役世代の定住・移住促進として、新年度にまち未来推進室を立ち上げたことについては、今年度以降にその成果が現れるものと期待もし、評価しています。しかし、定住・移住促進のツールとして役立つウォーターパークの存在を拒否し続け、その跡地の利活用に予算を計上。結局は、利活用ではなく、ウォーターパークの修繕費の当初5億4,000万円がでたらめだったことが明らかになり、それを現時点でどうかということに使われたようですけども、そういう点についても非常に問題です。

また、ダイオキシンを含んだ仮置き焼却灰の搬出を、明確な理由も示さずに中止し、その影響で、剪定枝や生ごみ堆肥化への道筋を不透明にしてきたことも問題です。さらに、現在進行中の緊急財政健全化計画では、固定資産税の超過税率を今後も取り続け、こども園給食調理業務の外部委託などの計画は住民負担と行政サービスの後退であり、住民の暮らし応援に逆行するものです。

最後に、職員の給与を直ちに元に戻し、ウォーターパークの再開、緊急財政健全化計画の行政サービス切下げを撤回することが、住民の暮らしを優先し、町財政の健全化にもつながることを指摘して、本決算認定の反対討論いたします。

○議長

ほか、ございませんか。岩崎君。

○3番

認定第1号 令和4年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

歳入決算額77億462万3,264円、歳出決算額72億9,181万9,272円、歳入歳出差引額4億1,280万3,992円となりました。実質単年度収支は、財政調整基金に5,000万円積み立て、公債費で2億8,798万7,500円の繰上償還を実施したことから2億9,641万8,781円の黒字となり、全庁一丸となって緊急財政健全化計画を着実に進めてきた結果と認識しております。今後も、公共施設やインフラ施設の老朽化対策や整備が実施されます。引き続き、財政健全化に向けた取組をお願いします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。山本君。

○5番

認定第1号 令和4年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成

の立場で討論いたします。

令和4年度は、成長と分配の好循環と、コロナ後の新しい社会の開拓をコンセプトとした新しい資本主義を実現すべく、県からの重症警報が発令される中、精力的に取り組まれてこられました。財政面では、歳入歳出差引額4億1,280万3,992円、この額から、翌年度繰越し5,436万5,000円を差し引いた3億5,848万8,992円が実質収支の黒字額となりました。実質単年度収支は、財政調整基金に5,000万円の積立てと、公債費2億8,798万7,500円の繰上償還をしたことから、2億9,641万8,781円の黒字となりました。町税や寄附金が増加したことで、前年度より自主財源が2.2%増加し、依存財源が12.2%減少したことは評価をしていますが、まだまだ低い状況ですので、今後の検討課題であります。

また、健全化判断基準の実質公債費比率は14.4%で、前年度より1.6%改善され、将来負担比率も156.7%で、前年度より26.6%改善されましたが、経常収支比率は0.6ポイント増加の90.5%で、要治療状態ですので、引き続き、緊縮財政を維持しなければなりません。

この現状を住民の皆様一人一人に深く御理解いただきながら財政健全化を行い、人が輝き、未来が輝く、夢あふれる町になることを願ひまして、この決算認定に賛成いたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第2号 令和4年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会

計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより認定第2号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第3号 令和4年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。山口君。

○8番

これもちょっと訂正必要じゃないかと思いますが、6ページの下から4行目、上から読むと、「決算額は、歳入総額で26億4,568万5,435円、歳出総額で24億6,313万9,866円の黒字となり」と書いてある。これは黒字は要らないし、その後に差引き1億8,254万の黒字決算、ここはもう全く日本語になってないので、ここは修正していただきたい。まずそれが1点です。

○議長

意味分かるか。山口君。

○8番

だから、歳出総額で24億6,313億9,866円で、歳入歳出差引き1億8,000何がし、黒字決算となっていますとこうしてくれたらそんで済む

話なんで、単純に何でここへ黒字が入ったかちょっと分からへんけど、そういうふうに直していただければいいので、委員長よろしくお願いします。

○議 長

長良君。

○決算審査特別委員長（長良俊一）

そのように訂正させていただきます。すみませんでした。

○議 長

山口君。

○ 8 番

もう1点、これは間違いではないんだけども、ちょっと私は正確でないというふうに思うんで、7ページの上から10行目辺りですけれども、その前から読みますと、「納付金5億2,300万円を納めるには税財源だけでは足りず、基盤安定軽減分を合わせて納付金を納めると、とんとんとなった」と。間違いじゃない。間違いじゃないんですけど、もともと軽減分も入れて県のほうは算定してるわけだから、こういう書き方というのは勘違いを生むんですよね。だから、これは僕は当局の答弁が間違いだと思う。答弁こう答えたんか、ちょっと私、その日、申し訳ないけど、体調不良でいなかったもんですから、その答弁は聞いてないんですけど、ここだけ読むとですね、そうじゃなくて、基本的に5億2,300万円。ほんで、集めた金は国保税収入と、それから軽減分、昨年度からは未収額の半額分も半年間か何か入ってますから、それも81万1,000円ほどあるわけやから、5億2,413万1,000円、ある意味税金として集めてるわけですよ。だから、とんとんで合うてるんやけど、だからそういう書き方をしてもらわないと。

だって、もともと7割、5割、2割の軽減についてはですよ、それも含めて税額という計算して、あなたたちは予算組んでるわけやから、それをこういう答弁の仕方すると誤解を与えるんで、そこはちょっと訂正してもらわんと。どう訂正するかというと、「納付金5億2,000万円を納めるには」じゃなくて、5,000万円に対して、基盤安定軽減分も合わせればとんとんとなったというように。だから、この4億5,300万円になったと。この後に、基盤安定軽減分も合わせると5億幾らで、納付金5億2,300万円ととんとんになったとかね、そういうふうには書かないと、私は、あながちこれだけでは間違いとは言われへんけども、やっぱり誤解を生むというふうに思うんで、そこは訂正していただきたいんですが、よろしいですか。これは当局のほうです。

○議 長

確認のために、暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時41分)

再 開 (午後 3時53分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議 長

山口君。

○8 番

先ほどの件ですけれども、決算委員会でこういう答弁をしてるということなので、それについては、ここに書いてあることが間違いだということを私は指摘したのではなくて、この答弁そのものが、国保会計の今の県単位化の中での答弁としては不十分だという意味で申し上げたわけで。ですから、本来、さっきも言いましたけれども、軽減分も含めて国保税の総額になって、先ほど金額言いましたけれども、ほとんど同じで、まだ国保税プラス軽減分のほうが県に払う5億2,300万円よりちょっと多いわけですから、そういうふうな認識を持ってもらわないと、この認識ではちょっといかなもんかということなんで、その点、当局のほうはですね、私のこの指摘に対してどういうふうに、正しいと思ってるのか、いや、そうじゃないというんであればですね、その点を答えていただければ結構ですので、その点どうですかね。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

申し訳ございません。議員のおっしゃるとおりで、御指摘のとおりでございます。言葉足らずで申し訳ございませんでした。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。山口君。

○ 8 番

反対じゃないんですけどね、ちょっと参加できなかったんで、ちょっと申し訳ないんですけど、全体に、この委員長報告だけの討論を見てるとですね、私ちょっとね、いろいろ勘違いがあるんじゃないかなというふうに思って、県統一化、県単位化になって、ちょうど今年6年目で、平成30年からですから丸6年で、来年度から料率も統一するというに一応なってるわけですけども、そんな中でね、この真ん中辺にですね、今の平群町の税率が高いとは考えていないと、こういう答弁を当局はされてるんですけど、私はやっぱり勘違いだと思うんですよ。さっきの件で言いましたように、今現在の料率は確かに県の出してきた事業納付金にほぼ合ってます。平群町がいつも出すパターン1、2、3、どれを見ても大体同じような金額になります。そこは間違いないんです。でもね、その最初に質問であった1億8,162万円、5年間で黒字になったのはなぜかというところではね、2回下げてますけども、県の納付金に対しては、去年以外、それまでの4年間は高いままだったんですよ。だから、そこんところを全く答えずにですね、バランスでこうなりましたって、何言ってるか分からんわけよ。だから、高かったんですって。だから、そこは私はちょっと討論の中でこれは指摘しておきたいというふうに思いましたので、決算認定そのものには賛成はしますけれども、そこはしっかりと指摘しておきたいと思しますので、よろしく願います。

○ 議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○ 議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定する

ことに決定いたしました。

続きまして、認定第4号 令和4年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより認定第4号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第5号 令和4年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第6号 令和4年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第6号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第7号 令和4年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第8号 令和4年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。山口君。

○8 番

昨年度の後期高齢者医療特別会計決算については反対をいたします。

2008年、平成20年度から始まった後期高齢者医療制度は、都道府県単位の全市町村が参加する広域連合として運営されています。このため、広域連合に参加する各市町村自治体議会や県議会でのチェックがほとんどなく、保険料などが決定されています。本町のこの特別会計予算も広域連合で決められたとおりに積算して計上されたものです。要するに、本町も広域連合の一角を担っているものの、裁量権が基本的にないに等しい状態だということです。制度

創設から16年がたちますが、そのような性格の特別会計ということもあり、これまで予算、決算には反対せずに来ました。しかし、保険料が2年ごとに見直しのたびに基本的に引き上げられ、昨年4月からの保険料も前年度より5%以上もの引上げが一方的に決められました。本町の予算案も引き上げた保険料で計上されています。本町に基本的な裁量権がない中で、決算認定に反対してもあまり意味がないとも考えますが、75歳以上の加入者皆さんの引上げ反対、この声の代弁と、理不尽な制度に対する抗議も含めて、本特別会計決算の認定には反対いたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。山本君。

○5番

認定第8号 令和4年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費について、高齢者世代と現役世代の負担を明確にするとともに、財政基盤の安定を図り、公平で分かりやすい制度とする観点から、75歳以上を対象に、独立した医療制度として平成20年に創設され、安定的に運営されてきました。しかし、令和4年度以降に団塊の世代が後期高齢者となり、急速に少子・高齢化が進行する中、奈良県では、2045年には人口の4人に1人が75歳以上になると推測されており、制度を支える現役世代の負担上昇の抑制を図ることが大きな課題であります。

このため、国においても、全ての世代が安定できる持続可能な全世代型対応の社会保障制度を構築するため、後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しを行い、令和4年10月1日より2割負担といたしました。

奈良県後期高齢者医療広域連合では、平成19年8月に、平成23年度までの第1次広域計画を始めに、令和4年度から令和8年度までの第4次広域計画を策定し、令和4年度は2年ごとに行う保険料改定の年で、広域連合議会で新料率の改正議案が可決し、均等割額、所得割率共に上昇いたしました。

令和元年7月に関係法令が改正され、広域連合と市町村が連携し、後期高齢者の健康維持やフレイル予防等について、市町村で行われている国民健康保険の保健事業や介護予防と一体的に実施することができるようになっておりますので、各市町村に裁量権がないとは言い切れません。また、負担増の抑止策として、剰余金を投入して保険料の上昇を緩和しています。

高齢者の皆様が安心して医療が受けられ、平群町で健康的な生活が送れていると判断しまして、この決算認定に賛成いたします。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

令和4年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定には賛成の討論を申し上げます。

75歳以上の方と、一定障がいのあると認定された65歳以上の方を対象とする医療をみんなで支える制度として、奈良県内全ての市町村が加入する奈良県後期高齢者広域連合が主体となって、現在運営をされております。広域連合により、財政基盤が大きくなることで、医療費の変動や被保険者の保険料額について、安定的な運営が、私は図られていると思います。また、事務の一元化により、事務の効率化や経費削減が図られているなどを私は評価し、令和4年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定には賛成の討論といたします。

以上であります。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第8号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第9号 令和4年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第9号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第10号 令和4年度平群町水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第10号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第11号 令和4年度平群町下水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第11号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

午後4時20分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 4時09分)

再 開 (午後 4時20分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議 長

次の日程に入る前に、発議第6号について報告いたします。

発議第6号の提出者である井戸議員は本日の会議を欠席されていますが、発議としては、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定を満たし、9月4日に議長宛てに提出されております。発議の提出において、提出者、賛成者に関する要件は議案の提出の際の要件であって、提出者が会議を欠席されたとしても法的には議案は失効しないため、本日議題といたします。

なお、提出者の提案理由の説明は発議の賛成議員に求めることも可能であることから、発議第6号の提案理由の説明は、賛成議員の山本君に、質疑に対する答弁も同様に賛成議員の山本君にお願いいたします。

それでは

日程第12 発議第5号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 発議第6号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

以上2件を会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

発議第5号の議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第5号

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年9月22日

提出者 長 良 俊 一

賛成者 関 順 子

〃 岩 崎 真 滋

〃 森 田 勝

〃 馬 本 隆 夫

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月平群町条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

13 令和5年10月1日から令和9年4月30日までの間、議会議長、副議長及び議員の議員報酬は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、100分の15を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

附則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由の説明を求めます。長良君。

○4番

この発議第5号は、前回、6月議会にも発議させていただきましたが、6月は否決されてしまい、5月31日の出納閉鎖をもってこの9月議会を迎え、今の令和4年度の決算を見ていただき、また町が頑張っているこの姿勢を見ていただき、もう一度議員の皆様と考えていただきたい、そういう願いから、同じような内容ですが、発議させていただきました。

6月議会にもお話しさせていただいたように、令和6年度になる頃にはコロナの給付金やいろんなのも変わり、子どもたちの給食費に受益者負担の原則といますか、御父兄たちにも御負担を願う、その少しでも手助けになればと思う形で、6月、この9月、同じ思いを重ねて皆様方議員の方にお考え願いたい、その思いから、ほとんど同様の内容でございます。

県会議員の皆様方も、やはり自分たちの報酬について、ゆっくり6月議会も考えておられました。平群町は、今まさに、今日、昨日の話ではありません。財政上大変苦しいこの情勢で、ちょっとでも手助けになればと思い、こうやって2度目の発議となりました。

どうぞ御賛同いただきますように、どうかよろしく願いいたします。

○議長

続きまして、発議第6号の議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第6号

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年9月22日

提出者 井戸太郎

賛成者 山本 隆史

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月平群町条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

13 令和5年10月1日から令和9年4月30日までの間、議会議長、副議長及び議員の議員報酬は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、100分の5を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

附則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由の説明を求めます。山本君。

○5番

それでは、先ほど議長のほうからもお話がありましたように、提出者の井戸議員が欠席ということで、私、賛成者の山本が提案理由を説明させていただきます。

この発議も、6月議会と同じように、内容を変えることなく提出させていただいております。令和5年の6月議会から、まだまだ物価高騰も収まることなく上がり続けており、本来ならカットすべきではないと考えるが、職員もカットしている事実があるので、総合的に判断して5%カットを提案させていただきます。

どうか皆様、御賛同いただき、可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長

それでは、これより発議第5号、発議第6号それぞれについて、順次、質疑、討論、採決を行います。

これより、発議第5号に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、発議第5号に対する討論に入ります。山口君。

○ 8 番

6月議会で、るる反対の意見を述べさせていただきました。基本的には同じであります。

一つはやっぱり、その議員歳費の減額の使い道をですね、町長に裁量権があるのはもちろんですけども、しかし、議会としてこういう使い方をしてほしいというのは、私はある意味、越権行為でもあるし、たとえそれがあったとしたって、議員の中で全員がそう思ってるかどうかは別ですから、ちょっと違うんじゃないかという違和感を非常に持っています。同時に、今回この発議には財政問題のことは一切書かれてませんから、決算の結果を見て、平群町の財政は相当相対的には大変な、ほかと比べたらそうですけれども、過去と比べればですね、相当財政指標もよくなっている。これからいろいろ金の要ることもたくさんありますけれども、そういうことからそれは抜かれたのかなと、そのことは指摘されなかったのかなというふうに思います。

それであるならばですね、15%もの、ある意味ね、一部生活給でないという話もありますけれども、基本的には、若い人たち、今特に町村議員の人たちも、議員だけで生活する人も非常に多くなっています。そういう中で、やっぱり町村議長会のほうが指摘してるようにね、ある意味、生活給ということですので、何でも少なければいいと、歳費だからいいんだということではありませんのでね、その辺も考えていくなれば、15%などというね、私はある意味、あまりにも金額が大き過ぎる、そういうカットはすべきでない。

それから、県議会の話もちよっと出ましたので言いますけれども、奈良県議会で6月議会に維新の会派から20%の削減議案が出され、我が党は今、この前の一斉地方選挙で県会議員は1人になりましたけれども、我が党の議員はそれには賛成しています。なぜ賛成かというのと、私ども日本共産党は、先ほども言いましたように、七十数万円、県議会は1,000万円超えるんですね、年間。そういう中で、議員としてそれだけもらう必要がないという立場から、引下げには賛成です。また、多くの市議会でも50万円を超えるようなところでは引下げには賛成をしています。一方ですね、県議会で見ると、自民会派と公明会派、それぞれ七十数万円の議員歳費を削減するのに、これには反対されてるわけですね。その辺ね、それはね、私はそれがいいとか悪いとか言ってるんじゃないで、その歳費をどう見るかという点で言えば、町村の29万円の歳費が高過ぎるというようなね、私は絶対ないということをおね、このことはね、普通一般的に常識考えてもそういう立場ですので、そういう点から見てどうなのかというふうに思いますので、県議会の話まで持ち出しましたけれども、そういう点から見て、この15%の削減については反対いたします。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。岩崎君。

○3番

発議第5号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

提案理由にありましてとおり、本町は依然厳しい財政状況が続いております。しかし、財政健全化に向けて取り組みつつも、子どもたちの健やかな発展のために、食の支援を実施することは、最も有効な未来への投資と考えます。どうか、本発議に賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

皆さんの御賛同を願いたいわけですが、この件につきましては、提案者の説明でありましたけど、6月議会で提出しております。財政的な問題、ここに書いてないねという話も、今山口議員からありましたが、監査委員報告にはどない書いてあった。将来負担比率並びに将来公債比率、非常にまだ危惧していると。財政的に厳しいでというふうに監査委員報告には書いておりました。それと、奈良県の令和3年度の各市町村のが出てましたけど、平群町は1番か2番か、ワーストワンかツーでした。今回はどんだけ上がってるのか分かりません。まだこれ4年度やからね。恐らく、ワーストファイブの中に入ってるような、私は感じします。それはそれとして、財政的に平群町は厳しいということだけ言うておきます。

なぜというのは、私も一般質問させていただきました、今回。将来せねばならない事業だけでも約40億円のお金が必要となってくるわけ。それには、住民の生命、財産を守るための新庁舎、これはもう5年後には絶対建てなければならない。今、地震が起これば、職員どうなるでしょう。ここへ来ておられる住民はどうなるでしょう。それを思うと、非常に危機感を感じます。

それと、清掃センターの話も出てましたけども、私も言いましたけども、今、清掃センターは老朽化して、今にも壊れそうな状況ということは、議員さん皆御存じのとおり。これも、長寿命化で5年ほど延ばさなければならない。また、中学校、この義務教育についても、私も行きましたけど、雨降りで行ったら、教室にバケツ置いてある。何と義務教育の中で、教室にバケツを置いている庁舎、この生駒郡であるのでしょうか。僕はないと思うよ。ましてそこへ、体育館

も行きました。バケツで受けてました。これだけで、二つ合わせて13億円。将来、恐らく五、六年後には北小の大規模改修も待ってるでしょう、長寿命化の見解も待っていると私は思います。

そうなれば、子どもたちのこと、私はなぜこれ15%というのは、これ僕はすべきというのは、今回、こども園の3歳・4歳・5歳児250名の児童・生徒の給食費を無料化にすることによって、町長にお願いしたいということで、希望を述べとる。越権行為するつもりはありません。しかし、財政厳しいのに、小学校、中学校、約六千何百万円と言うてるけど、予算書では約7,000万円の町単がかかるわけでございます、無料化にすれば。この決算で見ましたけども、6,000万円そこそこのお金は要るでしょう、賄い費。要ってるでしょう。それと、一般会計のところ500万円、米飯給食の500万円の委託料を書いてるわけ。この500万円は何するんやといたら米代ではないわけ。米を炊いていただくお金として委託が500万円というふうに計上されてます。

これを一つの起点として、将来、子どもたちが無償化になることを私は願ってます。そのためにも、きっしょのためにも、何とか15%、こども園の子どもたちが、将来平群町を担っていただく子どもたちのためにも、何とか皆さんの御賛同をお願いしたいなという意味で提案理由の中で書いております。

皆さんの御賛同、ひとつよろしくお願いを申し上げます。よって、賛成討論といたします。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第5号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

可否同数でありますので、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については、議長は否決と裁決いたします。

続きまして、これより発議第6号に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、発議第6号に対する討論に入ります。山口君。

○8番

本議案についても6月議会で提出され、私は反対討論をさせていただきました。

先ほどもちょっと言いましたけれども、地方議員の仕事というのは、やっぱり行政のあらゆる分野について、チェック、またそれぞれ提言もしていくと同時に、幅広い専門性も求められるということで、これらの仕事は別に議会の会期中、また議会の会議があるとか、例えば充て職で入ってる委員会、審議会等があるとか、それだけではないわけですね。その会議に出席する、またその中でチェックや提言するために、当然、専門性も含めて、いろいろ勉強もしなければならぬ、そういう仕事であります。

そういう立場から言えばですね、5%の金額が高い、安いというのはどうかというふうに思いますけれども、先ほども言いましたように、29万円の平群町の議員歳費が決して高いというふうに思っておりませんので、ましてや、今から言えば4年にはなりません、4年近くの今後の、ある意味、生活給であるというその議員歳費を5%、1万4,500円ですかね、年間で言えば、大体二、三十万円になると思いますけれども、引き下げるといのはいかなものかというようなことで、この議案についても反対させていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。山本君。

○5番

私は、賛成者でありながら、提出者として今扱われてるんですが、賛成討論をさせていただきます。

提案理由にも説明させていただきました、この6月から同じことをお伝えしているんですけども、やはり、全くカットをしない、先ほど山口議員の反対討論にもありましたけども、カットするのはいかなものかというところの地点とはまた話が違って、やっぱり、職員さんも同じく、給料カットに協力していただいている以上は、やっぱり議員としても、何か協力、住民さんのために頑張っていかなければならないところがあるのは明確なことであります。

この5%が高いか安いかというのは、本当に議論してもし尽くせないとは思いますが、この15%に賛成していただいている方は、5%にも少なからず賛成していただいているのではないかと。少ないから15%をお出しになっているのではないかと、私は判断しております。少ないですけども、一定の身を削る改革はできるのではないかとということで、賛成討論させていただきます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第6号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、発議第6号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については否決されました。

ここで時間延長、午後6時までといたします。

続きまして

日程第14 発議第7号 「健康保険証」の継続を求める意見書（案）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読します。

発議第7号

「健康保険証」の継続を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年9月22日

提出者 稲月敏子

賛成者 須藤啓二

〃 植 田 いずみ

〃 山 口 昌 亮

「健康保険証」の継続を求める意見書（案）

政府は2024年秋には健康保険証を廃止して、「マイナ保険証」に一本化しようとしています。しかし、マイナンバーカードの取得は任意であり、取得していない住民も多く存在します。

医療機関等の窓口において、マイナ保険証で患者の保険情報を正しく確認できないトラブルが発生しています。マイナ保険証で確認した情報が他人のものであった事例や投薬歴の誤認など重大な医療事故に繋がる可能性が指摘されています。

被保険者の資格があるにもかかわらず「無効」や「該当なし」とされ、10割負担を求められた事例や、70歳以上の医療オンライン資格確認に相違のある事例が全国各地で相次いでいます。現在は資格確認のトラブルに際して医療機関で改めて保険証と照合して対処されていますが、保険証が廃止された場合はそれができなくなります。

政府は、要介護高齢者や障がい者などは手続きに困難を伴うなど、マイナ保険証を持たない保険資格者すべてに、本人の申請なしで資格確認書を送り、有効期限を最長5年に延ばすという新たな方針を出しました。

しかし、資格確認書はマイナ保険証を持たない人が対象であり、マイナンバーカードで保険資格が確認できず、「無保険」扱いや負担割合の間違いなどのトラブルは解決できません。

また、資格確認書は有効期限ごとに更新が必要で、業務を担う保険組合や自治体の負担は膨大なものとなることが予想されます。

医療保険制度は住民の生命に直接かかわるものであり、システムや制度を安全、確実なものにすることが求められます。問題が噴出している状態での「マイナ保険証」への一本化は極めて拙速であります。誰もが安心して、医療を受けることができ、社会保障制度を維持するため、2024年秋に予定されている「健康保険証」の廃止を延長し、「健康保険証」の継続を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。稲月君。

○6番

それでは、「健康保険証」の継続を求める意見書（案）についての趣旨説明をさせていただきます。

マイナンバーカードをめぐる問題が続出をしている中、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月2日の参議院本会議で可決をし、成立をいたしました。マイナンバーカードの取得は任意とされてきたにもかかわらず、健康保険証と一体化されることによってマイナンバーカードの利用を国民に強制をすることにつながる重大な方針転換でもあります。

法案の可決後も、マイナンバーカードの誤交付や別人へのひもづけなどの誤登録、医療機関に設置をされているオンライン資格確認等システム機器のトラブルなど、生命や個人情報に関わる問題が連日のように報道されております。また、先日9月20日には、政府の個人情報保護委員会が、デジタル庁を、誤った登録を防ぐための対策が不十分だったということで、マイナンバー法と個人情報保護法に基づいて行政指導を行った、このようなことも報道をされております。

国会審議の中でも、障がい者、認知症の方や高齢者など、社会的弱者とされる人たちがマイナンバーカードの手続、取得、管理ができず、制度的に健康保険証を持っていない人にされかねない重大問題が次々と明らかになっています。

障がい者のマイナンバーカードの取得をめぐるっては、申請した際に、背後に車椅子のヘッドレストが写っていたので却下をされた。また、病気のために黒目がない人でも、黒目が写っていないということで却下されたなどの事例が報告をされています。健康保険証廃止に対する反対の世論も非常に高まる中、新聞各社でも社説等で、健康保険証の廃止、見直しは今からでも遅くないなど、政府の強引なやり方を批判しています。

健康保険証を廃止すれば、膨大な数の健康保険証を持っていない人が生まれ、保険料を払っていても保険診療を受けられない人が続出することになり、国民皆保険制度の根幹を破壊をする重大問題に発展しかねない。政府の冷静な判断が今こそ求められております。

今必要なのは、マイナ保険証の運用を一旦止め、問題の全容解明を行い、再発防止に努めることであると考え、この意見書を提出をいたしたいと思っております。これをもって政府各機関に提出をしていきたいということで、私はこの意見書（案）を提出をさせていただいたところでございます。

各議員の皆さんにおかれましては、この趣旨にぜひとも御理解いただき、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。関君。

○1番

すみません。間違えました。

○議 長

はい。質疑なしですか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。関君。

○1 番

発議第7号 「健康保険証」の継続を求める意見書（案）に対しまして、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

政府は、6月に、マイナ保険証への国民の不安解消に向け、マイナンバー情報総点検本部を設置し、29項目にわたり点検を行います。秋の総点検完了を目指しております。現在、トラブルがありますけれども、多くが人為的なミスであり、重要なのは今後の対応であり、改善は可能だと考えます。また、マイナカード自体は生活に便利さをもたらします。行政手続には、必要な情報を迅速に入手でき、デジタル社会を築くための基盤であると考えます。

今後、新たな感染症が流行したとき、また大きな災害時にも、給付や公的援助を迅速かつ確実に実施できるようにする必要があります。そのときに、マイナカードの存在は必要不可欠になると予想されます。マイナ保険証を持たない人には資格確認書を一律に交付することで、当面の間は今までと変わらない安心感を受けられる効果があります。また、マイナ保険証については、薬の重複がなくなったり、自分の病歴が分かり、質の高い医療を受けられるなどのメリットが予想できます。マイナ保険証に切り替えていくことは大変重要であると考えることから、「健康保険証」の継続を求める意見書（案）には反対をいたします。

以上でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。植田君。

○7 番

今回の「健康保険証」の継続を求める意見書（案）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

マイナ保険証のトラブルについては、枚挙にいとまがないほど次から次に出てきている状況です。本人確認で暗証番号が分からない、別人を顔認証、別人

の医療情報をひもづけ、また約77万人がマイナンバーカードとひもづけされずに保険証として使えないため、10割の請求が相次ぎました。

また、693の医療機関で窓口負担が、本来1割負担の人が2割負担で請求される、あるいは、医療、介護の給付金が、家族が気づかなければずっと他人の口座に振り込まれ続ける事態になりかねなかったなど、本当にひどい事態を生んでいます。

また、マイナ保険証の一本化で便利になると宣伝をしてきましたが、医療情報の反映まで1か月以上かかるケースもあり、お薬手帳のほうがよっぽど便利、マイナ保険証はまた5年で更新が必要で、忘れてたら、保険料を払っていたとしても無保険の扱いをされる危険も出てきています。マイナ保険証を持たない人に発行するとしている資格確認書ですが、保険証とは、申請や有効期間、対象者なども全く違います。専門家などは、資格確認書発行で新たな混乱を引き起こす警鐘も鳴らされています。

医療に関わる問題は命に直結する問題です。これだけ様々な問題が噴出している以上、今の保険証を残すべきとの立場から、この意見書については賛成をいたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

「健康保険証」の継続を求める意見書（案）に対する反対討論を行います。

マイナンバーと各種情報のひもづけに誤りが発生していることから、国民間に非常に不安が現在広まっております。岸田総理は、6月21日に行われた記者会見で、マイナ保険証の導入について、来年秋の保険証廃止への国民の不安を重く受け止めており、現行の保険証の全面的な廃止には、国民の不安を払拭するための措置が完了することを大前提として取り組むとの方針が示されました。政府は、全体で総点検と再発防止強化に推進されています。

デジタル社会において、マイナンバーカードを保険証に例えば利用すれば、よりよい医療が可能に、自身の健康管理に役立ち、オンラインで医療費控除がより簡単に、手続なしで限度額を超える一定的な支払いが不要に、そして、医療保険の資格確認がスムーズに行われ、医療費の事務コストの削減、保険証としてずっと使えるなど、いろいろなメリットがあります。

私は、国民の信頼確保が不可欠であり、総理が一日も早く国民の不安を払拭するための措置を完了され、メリットあるマイナンバーカードを保険証として利用されることを祈念し、意見書（案）には反対といたします。

以上であります。

○議 長

ほか、ございませんか。山口君。

○8 番

健康保険証、先ほどからも出てますように、命に関わる問題ですから、日本の今のマイナンバーカードについてはですね、何でもかんでもひもづけすると。世界ではもう全く考えられないようなことをやろうとしてるんですね。何のためにそんなことをするのか。便利だ、便利だと言いますがけれども、金を、2万円のクーポンをつけないと、カードを作る人がなかなか出てこなかった。やっと2万円ばらまいてですね、そのことで、だから兆の金を使ってそんなことをやってるわけですね。自治体やそれぞれの行政機関に対してはですね、いろんなこのマイナンバーカード、その前の住基カードなんかはいつの間にかもう全く役に立たなくなっている。そういう中でね、こんなことを平気でやる今の政府自体に信頼がないから余計作らないわけですよ。いまだに平群町でも、この前の会議で75%が今、マイナンバーカードを取得していると言いましたけれども、4分の1は作ってないわけですよ。だから、特にその中でも健康保険証とのひもづけというのは、非常に命に関わる問題だから危険だ。だから、カードそのものを、今やってるのをすぐなくせということではなくてですね、この意見書は、健康保険証をそのまま使えばいいというふうに言ってるわけであって、そのまま使えるようにしてほしいということであってね、資格確認書なんて、新たにまたそんなものを発行しなくても、今の健康保険証をそのまま、それぞれの健保組合、またそれぞれの自治体の国民健康保険が発行すればいいだけのことで、それをなぜ嫌がるのか、そこに問題があるんですよ。

特に、マイナンバーカードは任意性ですから、作らないと駄目だということではありませんのでね、作りたくない人は作らなくていいわけだから、それに対して、なぜそこまでやらなければならないのか、そこを私はしっかり考えてほしいんですよ。誰も得しないんですよ。だから、健康保険証を残せばそれで済む話なのに、なぜそれをしないのかということを考えていただきたい。

要するに、いろんなものにひもづけすることの意味合いが、ほかに政府、または財界には、特に財界が熱心ですから、財界にはあるということをおね、やっぱり私はしっかり覚えておく必要がある。特にG7では、こんなことをやっているのは日本だけですからね。ほかの国、アメリカやイギリス、特にヨーロッパなんかは全くそういうことはやってませんから。特にドイツなどは、健康保険証とのひもづけは憲法違反だとまで言っていますから、全くやっていません。だから、そこのところもやっぱりしっかり考える必要があるというふうに思い

ますんで、全国の自治体では、こういう意見書も、数多くではありませんが、そこそこ上がってきています。やっぱりそういう住民の皆さんの不安に応える議会でありたいというふうに思いますんで、これについては、私はぜひ、平群町議会では、意見書を可決して政府に送付すべきだというふうに思いますので、そういう意味で賛成いたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第7号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、発議第7号「健康保険証」の継続を求める意見書（案）は否決されました。

続きますして

日程第15 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査

とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

9月定例議会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

9月5日より本日まで、18日間の長期にわたりまして、令和4年度の決算をはじめ、全ての上程議案につきまして慎重に審議を頂き、可決、認定、同意を賜り、誠にありがとうございました。

今議会は決算議会であり、平群町として、1年間、鋭意取り組みました事務事業の成果や総括について、議員各位の御審議を頂き、各会計の決算についても認定を賜り、ありがとうございます。会期中の本会議並びに委員会審議を通じまして賜りました貴重な御意見につきましては、今後の町政運営の中で検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

平群町の財政は厳しい財政状況が続いております。令和5年度も残り半期となりましたが、予算執行においては、それぞれの事務執行に十分意を払い、緊急財政健全化計画を着実に進め、財政健全化に努めてまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、5類に移行した5月以降も感染の拡大が続いており、第9波が始まっているとも言われており、新しい変異株も確認されております。また、例年より季節性インフルエンザの発生も多くなってきており、季節外れのインフルエンザが流行している状況にあるとも言われております。議員各位におかれましては、健康には十分御留意を頂き、引き続き、平群町発展のため、御活躍を頂きますよう祈念いたしまして、9月定例議会の閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議 長

これをもって令和5年平群町議会第6回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 5時02分)